

令和5年度第1回白石市環境審議会 議事録

○日時 令和6年1月30日（火）午後2時

○場所 白石市防災センター2階会議室

項 目	内 容
14:00 司会：事務局	1. 開会
市長	2. 委嘱状交付 （白石蔵王森林組合は欠席）
	3. 市長あいさつ
	公私ともにお忙しいところ、快く環境審議会委員をお引き受けいただき、心から感謝申し上げます。 環境審議会につきましては、「白石市環境基本条例」に基づきまして、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するために設置されるものでございます。 本日の会議では、地球温暖化対策実行計画のこれまでの取組状況の報告をさせていただきます。また、市役所自らの事務事業に関する温室効果ガスの削減計画の見直しと事業者・住民等の取組みを含めた市全体の温室効果ガスの削減計画の策定などについて、ご協議をいただきます。 また、全国的に再生可能エネルギー発電設備の設置が進んでおりますが、その一方で災害発生への恐れや地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の設備放置の懸念などが課題となっております。 このような状況に対応するため、市では、豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることを目的に「白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定いたしました。 また、宮城県におきましても、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための取組みとして、「再生可能エネルギー地域共生促進税」が4月に導入される予定となっております。 市及び県の再生可能エネルギー発電設備の推進に係る取組みにつきましても、概要をご説明させていただきます。 市といたしましては、これまでの環境施策を引き続き推進するとともに、地球温暖化対策などの取組みをさらに強化し、いつまでも住み続けられるまちの実現を目指してまいります。 市のよりよい環境行政の推進のために、委員の皆さんに忌憚の

	ないご意見をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	4. 会長・副会長選出 ○事務局より、「白石市環境基本条例」第22条から27条「委員の任期」「組織」「会長等」「会議」の説明を行った。 ○市長が暫時議長となり、会長・副会長の選出を行った結果、会長に小沢晴司委員、副会長に紺野澄雄委員が選出される。
進行：議長	5. 協議 ○条例第25条より小沢会長が議長となる。 議長あいさつ 会長を仰せつかりました小沢でございます。何卒よろしくお願いいたします。福島放射能対策や白石の台風19号の災害廃棄物の対応、また個人的にも山が好きなので白石市はよく訪れております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 各委員・事務局より自己紹介
説明：事務局	(1) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組み状況及び見直しについて 説明を事務局にお願いします。 資料2～5により説明。
議長	事務局からの説明に対し質問等はないか。 (委員からの質疑なし)
議長	(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について説明を事務局にお願いします。
説明：事務局	資料6により説明。
議長	事務局からの説明に対し質問等はないか。 (委員からの質疑なし)
議長	(3) 白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について 説明を事務局にお願いします。

説明：事務局	資料 7 により説明。
議長	事務局からの説明に対し質問等はないか。
会長	(質問) 基本的に届出制という認識でよろしいか。承認や許諾ではなく、あくまで届出というカテゴリで手続きをしているということによろしいか。
事務局	(回答) 届出をして、同意を得なければならないということにしている。同意という形で市が答えを出す形にしている。
(事務局補足)	(回答) 許可というような形はとっておらず、事業計画を出していただいて、その時点で住民の方に説明したかどうか、地域の方が知っているかどうか確認をし、抑制区域以外は基本的に同意している。事業者の自由な経済活動について、禁止とは強く言えないことから同意という形にしている。ただ、同意を経ない状態でも事業者が自ら事業を進めることは実質可能であり、条例の限界があると感じている。同様の条例をほかの市町村でも制定しており、我々より強く禁止としているところはあるが、事業者の自由な経済活動を止めるということは制度上難しいと考えている。
会長	あくまで事業者、計画する人に実行する権利があって、権利を執行する大前提があって、そのうえで届出をして認めてもらうということで理解した。違反に対する罰則というのがなかなか届出の場合難しいが、この条例を制定した、行政、議会に敬意を表したい。
委員	(質問) 同意の 10 件とあるが、市長の同意という認識でよいのか。この場合、住民説明会があり、問題がないと同意されたということによいのか。
事務局	(回答) 市長が同意で間違いない。住民への説明資料も添付することとしており、仮に抑制区域内であっても関係法令の手続きを適正に行っているうえで住民説明会を開催しているのを確認して同意している。
委員	(質問) 抑制区域とあるが、例えばどのような地域が抑制区域になっているか、抑制区域内に土地を持っている方が設置する場合も同じく同意が必要なのか。
事務局	(回答) 抑制区域の中に自分の土地を持っている方が太陽光を作りたいと相談はあったが、協議中に事業者が取り下げた。抑

	制区域は災害の際に危険のある地域、森林の保全が必要であるという地域。ほかの法律や県の条例で適切に手続きがなされていれば同意できる場合もある。当該事業の相談を受けた際には災害の恐れがある区域であることで、そのことを事業者にお伝えしたところ取りやめとなった。しかし、制度上は禁止には出来ないのが実情。
委員	（質問）同意済 10 件のうち実行されたのは何件か。また内訳として太陽光が何件あるのか。
事務局	（回答）同意しているものすべて実施されており、全部が太陽光発電である。街中の農地を使ったものも多く、比較的小規模なものも 10 件に含まれている。
委員	（質問）コロナ前にこういった委員会があり、風力発電が、鉢森山にできると聞いたが、その計画は今どうなっているか。
事務局	（回答）こちらの条例は着工の 90 日前までに協議申請を出すようになっており、風力も適用になるが、まだ申請は出ていないので、土地の規制の手続きを進めているかと思う。前回 3～4 年前の会議時よりは具体的になって、地元の皆様と土地の調整をしていると伺っている。
委員	（回答）事業者の自由な経済活動ではあるが、自然環境との調和を図るために、ハードルをあげた条例なのかなと思う。許可制ではなく同意とのことだが、条件を守って、抑制区域でなければストレートに市長が同意するスタンスなのか、住民の方の反対等の意見をすべて吸い上げるのは難しいと思うが、市としてどの程度同意のハードルを決めているのか。ある市町では、基本的に自治体は反対だとのことだったが、白石市さんではどのような考えなのか
事務局	（回答）こういった条例がないと、知らないうちに太陽光ができていく状況がこれまでもあった。ある程度の制限、対象を設けることで事前に把握できる。基本的には抑制区域以外は同意せざるを得ない。そういう区域であっても、地区の方で反対の意見があれば、市で同意できる区域であっても、検討しなくてはならない。届出書の中に住民説明会の書類があるので、そこに要望や反対の声があれば事業者に対応していただき、要望に対して対応したものを確認して、同意するという形で進めている。 ただ、地域の方々全員の同意ではない。おもに同意の書類には、自治会長の署名が多い。大きな反対運動はこれまでないので、最終的には書類が整い、抑制区域でなければ同意することとな

	る。
議長	(4) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例について 説明を事務局にお願いします。
事務局	資料8～10により説明。
議長	事務局からの説明に対し質問等はないか。
委員	(質問) 促進税協議会の設置は条例の中ではうたっていないのか。
事務局	(回答) おっしゃるとおり、条例では税の賦課のことしか書いていない。それ以外の項目については県からガイドラインが示されており、市で協議会を作るなどはそのガイドラインに沿って行うことになる。
会長	(質問) 県条例に対しての市町村が設置する協議会の費用負担については県として手当があるのか。
事務局	(回答) 市が協議会を設置した場合、みなさまにお渡しする謝礼が必要となるが、県の予算で対応したいと担当部局から聞いているが、まだできてはいない。なんらかの財源措置は県からいただけていると思っている。
委員	(質問) 風力発電については、白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例も適用になって、住民の説明や市長の同意が必要なのか。
事務局	(回答) おっしゃるとおりです。市の条例の手続きと、県の非課税になるかどうかの協議会2つの事務手続きがでてくることになります。 (補足) 協議事項2番、区域全体の温暖化実行計画のスケジュールをお示ししていますが、例えば、アンケートの実施、集計などといった区切りで環境審議会を開催して皆様のご意見をいただきたい。 もう一点、再エネ地域共生促進税の協議会を作るのは、今回は東北電力主体になる。予定は、3月に第一回目を示しましたが、動く可能性はある。東北電力から協議会の前に皆様に説明したいという可能性があるためその際は、皆様に連絡するのでよろしくお願いいたします。

会長	ありがとうございました。 事務局からの補足説明もあったので、今日の協議事項はすべて終了とし、進行を事務局に戻す。
進行：事務局	6. その他 ・第3次白石市環境基本計画について ・白石市災害廃棄物処理計画について 説明。
進行：事務局	7. 閉会 最後に、閉会の挨拶を紺野副会長にお願いする。
副会長	副会長あいさつ 今日はいろいろと協議していただきありがとうございます。市の良好な環境保全と再エネの開発は相対するものでありますが、わたしたちがよく見守り、環境破壊しないようにいい形で推進できればと思っています、また県の条例に基づく税協議会も皆様にご協力いただくということで引き続きお願いいたします。本日はありがとうございました。
進行：事務局	以上で、「令和5年度第1回白石市環境審議会」を閉会する。